

消費者被害に関する情報の共有等に係る連携の強化について

平成24年10月19日

平成25年8月8日一部改正

消費者庁長官 阿南久

(独) 国民生活センター理事長 松本恒雄

第1 趣旨

(趣旨)

- 1 消費者庁（以下「庁」という。）及び（独）国民生活センター（以下「センター」という。）は、本文書に基づき、消費者被害に関する情報の共有等に係る連携を強化する。

第2 情報分析・提供業務の流れ

(情報の共有)

- 2 次の各号に掲げる者は、それぞれ週1回程度打合せを行い、相互に消費者被害に関する情報を提供し合うことにより、日常的に緊密な情報共有を図る。ただし、緊急に対応すべき案件が生じた場合には、必要に応じて打合せを行う。
 - 一 庁消費者政策課（以下「政策課」という。）及びセンター相談情報部（以下「相談部」という。）
 - 二 庁消費者安全課（以下「安全課」という。）及びセンター商品テスト部（以下「テスト部」という。）

(対応方針の共有)

- 3 前項の打合せにおいて、庁及びセンターは、それぞれが注視する消費者被害に関する情報を共有した上で、個々の案件について、具体的手口や問題点の指摘、消費者へのアドバイスを内容とする注意喚起（以下「手口公表」という。）又は商品テストの結果や危害・危険情報の分析、問題点の指摘、消費者へのアドバイスを内容とする注意喚起（以下「テスト結果等公表」という。）のみを行うか、あるいは手口公表又はテスト結果等公表に加え、関係省庁への要望等の働きかけ、消費者安全法等に基づく注意喚起、業界への具体的な取組要請等の政策的対応（以下「政策的対応」という。）を行うか検討し、双方の対応方針について認識を共有する。

(手口公表及びテスト結果等公表)

- 4 センターは、手口公表及びテスト結果等公表を行う案件について、センターの判断と責任において、迅速に注意喚起等を公表する。その際、テスト結果等公表については、必要に応じてセンターの情報提供規程に基づき商品名及び事業者名の公表を行う。

(センターからの関係省庁への要望等)

- 5 個別の案件に関する、センターからの関係省庁への要望、業界への具体的な取組要請等については、センターは自らの判断と責任において独立的にこれを行う。

(事前の情報提供)

- 6 センターは、庁に対し、前二項に係る公表資料案について、事前に情報提供を行う。

(政策的対応の検討)

- 7 庁及びセンターは、政策的対応を進めていく必要があると判断した案件について、具体的な内容を検討するため、案件ごとに「政策的対応検討チーム」(以下「検討チーム」という。)を設置することができる。

検討チームの設置は、相談部に係る案件(以下「相談部案件」という。)については政策課長及び相談部長が、テスト部に係る案件(以下「テスト部案件」という。)については安全課長及びテスト部長が、それぞれ協議の上決定し、庁及びセンター双方の職員から構成する。なお、相談部案件については当該案件の手口公表及び支援相談を担うセンターの職員が、テスト部案件については当該案件のテスト結果等公表を担うセンターの職員が、構成員に含まれることを原則とする。

検討に当たり、消費者からの情報収集は、主にセンターが行い、法に基づく事業者からの情報収集は、庁が行うものとする。

(政策的対応の実施)

- 8 庁及びセンターは、前項の検討結果を踏まえ、必要な政策的対応を実施する。

第3 消費者政策検討会議

(消費者政策検討会議の開催)

- 9 庁及びセンターは、センターの実務から生じた問題提起を政策形成に活用・反映するとともに、連携の強化を通じた業務運用の改善に資するため、「消費者政策検討会議」を、月1回程度開催する。

本会議において、庁及びセンターは、自ら対応を行った事案も含め、政策的対応の実施状況について、報告を行い、庁及びセンターにおける情報の共有及び対応の改善に努めるものとする。

会議は、消費者庁長官及び国民生活センター理事長が共催し、消費者委員会事務局長をオブザーバとする。

第4 その他

(その他)

- 10 連携を強化するにあたり、その他必要な事項については、庁とセンターが協議して定める。

(「財産事案の情報分析・提供業務に係る試行の実施について」の廃止)

- 11 「財産事案の情報分析・提供業務に係る試行の実施について」(平成23年10月4日)は、廃止する。